

令和3年3月10日

一般事業主行動計画の公表について

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画について

職員が仕事と家庭を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、第3回一般事業
主行動計画を策定する。

社会福祉法人愛光会一般事業主行動計画（第3回）

1. 計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2. 内 容

目標1： 育児・介護休業等に関する規則の周知を図る。男性職員の育児参加
を促す。

対 策

- ① 令和3年4月 ～ 施設長等会（理事長、施設長等）、理事会等
（理事長、施設長、事務担当者等）、各種委員
会（殆どの職員）にて育児介護休業等に関す
る規則について研修する。
- ② 令和3年4月 ～ 法改正等に伴う規則の改正について、その都
度周知を図る。
- ③ 令和3年9月 ～ 職員に周知する。

目標2： 年次有給休暇の取得率アップを図る。

対 策

- ① 令和3年4月 ～ 年次有給休暇取得の現状を把握する。
- ② 令和3年4月 ～ 施設長等会（理事長、施設長等）、理事会等
（理事長、施設長、事務担当者等）、各種委員
会（殆どの職員）にて現状を報告し、取得促
進策を検討する。
- ③ 令和3年9月 ～ 取得状況をとりまとめ、随時取得体制の見直し
を図る。